

令和8年4月1日
 日本触媒健康保険組合
 理事長 原田 茂



組規約の一部改訂（子ども・子育て支援金制度対応）について

令和8年4月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が開始されるのに伴い、規約において保険料額の負担割合や予備費の使途、準備金の保有方法について定める必要が生じたため、健康保険組合連合会の規約例に従い下表のとおり規約を一部改訂するので、健康保険法施行令第3条の2の規定によりこれを公告する。

記

規約新旧対照表

新	旧
第1条～第44条 略	第1条～第44条 略
(保険料額及び調整保険料額の負担割合)	(保険料及び調整保険料の負担割合)
第45条 略	第45条 略
(介護保険料額の負担割合)	(介護保険料の負担割合)
第45条の2 略	第45条の2 略
(子ども・子育て支援金額の負担割合)	<u>(新設)</u>
第45条の3	
子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。	
(予備費の使途)	(予備費の使途)
第48条	第48条
1～2 略	1～2 略

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。	<u>(新設)</u>
(1) 納付金	
(2) 還付金	
(準備金の保有方法)	(準備金の保有方法)
第49条 略	第49条 略
2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない	2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

以上